

趣旨

- ・第6次国土調査事業十箇年計画(H22~31)では中間年に見直すこととされており、これを受けた議論を行うために国土審議会の小委員会が3回開催
- ・本報告書は、小委員会が議論した第6次計画後半における国土調査の方向性をとりまとめたもの

1. 計画策定後の社会・経済等の動向

○東日本大震災の発生や南海トラフ地震対策等の進展

- ・地籍調査の実施により被災後の迅速な復旧等に貢献することが再確認
- ・東日本大震災を教訓に南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備の推進が重要

○人口減少・高齢化の進行

- ・山村部では地籍調査における立会がますます困難

○測量技術の進展

- ・利用可能な衛星数の増加等により測位精度がさらに向上する見込み

○国、地方公共団体の財政状況等の深刻化

- ・国、地方公共団体ともに厳しい財政状況にあり、地方公共団体の職員数も年々減少

2. 第6次計画の実施状況

○地籍調査を促進するため、これまでに以下を実施

- ・国直轄の基本調査の実施
- ・民間委託の拡大
- ・筆界確認手続きの弾力化
- ・国土調査以外の測量・調査成果の活用など

○土地分類基本調査は三大都市圏の整備が完了

項目	計画目標	平成25年度末までの実施状況	
		実施量	実施量/計画目標
①地籍調査	21,000 km ²	4,219 km ²	20.1 %
②基本調査	3,250 km ²	616 km ²	19.0 %
③基準点	8,400 点	2,259 点	26.9 %
④土地分類基本調査	18,000 km ²	12,718 km ²	70.7 %

- ・中間年に解消を目指すとした未着手・休止市町村は、604(H22.3)から525(H25.10)に減少

3. 中間年における見直しの方向性

地籍調査

- ・地籍調査の重要性は一層増しており、十箇年計画を基本として各般の推進策を講じつつ、引き続き努力することが重要
- ・災害への備えなど地籍整備の緊急性がより高い地域で優先的に推進
- ・特に、南海トラフ地震による津波浸水想定地域等で重点的に対応

土地分類基本調査

- ・南海トラフ地震の被災想定地域等を考慮しつつ、着実に調査を実施
- ・成果等の一層の利活用の促進

4. 計画後半における主な取組

地籍調査

○地籍調査の推進方策

- ・各地域が自らの実情に合った実施組織のあり方を検討し、その設立等を通じた効果的な体制の整備
- ・法務局と連携し、客観的な資料により筆界を確認できる制度の積極的な活用
- ・新技术を普及するためのマニュアル等の整備、最新技術に対応した測量方法を検討し、作業規程等へ反映
- ・国、地方公共団体は予算の確保に努め、市町村は実施体制を一層充実
- ・都市部における地籍調査の推進のため、密集市街地における地籍調査の推進方策を検討

○国直轄の基本調査の実施

- ・南海トラフ地震に備え、都市部官民境界基本調査の数値目標を設定し、重点的に実施
- ・林地境界の情報を迅速に確認・保存するため、既存の航空写真や地形図等を活用した手法の検討

○未着手・休止市町村の解消

- ・個々の状況に応じつつ、市町村、都道府県、国は解消に向けて引き続き努力

○国土調査以外の測量・調査成果の活用

- ・市町村は、測量の実施主体に対して測量成果を活用するよう要請・指導する体制を構築

土地分類基本調査

- ・南海トラフ地震の被災想定地域等を考慮しつつ、三大都市圏以外の地方圏において、引き続き調査を実施

- ・成果等の一層の利活用の促進のため、調査地域での説明会の実施、調査成果の利活用方法や利活用事例集の作成等に取り組む
- ・「地理院地図」等を活用した成果の公開手法の改善